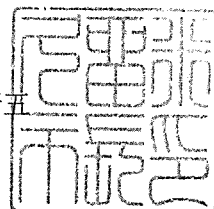


令和 7 年度久留米市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定業務委託について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 20 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度久留米市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定業務委託

(2) 業務内容

「令和 7 年度久留米市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日まで

(4) 業務場所

久留米市全域

(5) 予定価格及び入札書比較価格

予定価格 6,485,600 円(税込)

入札書比較価格 5,896,000 円(税抜)

(6) 最低制限価格及び最低制限比較価格

最低制限価格 4,864,200 円(税込)

最低制限比較価格 4,422,000 円(税抜)

(7) 支払条件

前払金 無し

中間前払金 無し

部分払 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 久留米市指名停止措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

エ 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

・久留米市以外の福岡県内 県税

オ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ク 福岡県内に本店、もしくは支店・営業所等を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和５０年４月１日久留米市規則第９号）第１６条第３項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。
- ケ 名簿に申請業種として、都市計画設計が「登録」で登載されている者であること。
- コ 平成２７年４月１日以降に、官公庁等発注の同種業務について、元請として履行した実績を有すること。なお、同種業務とは、都市計画マスタープラン又は立地適正化計画の策定及び改定に係る元請としての業務とする。
- サ シの資格を有する直接的かつ恒常的な３ヶ月以上の雇用関係にある者を、管理技術者として配置できること。
- シ 技術士法（昭和５８年法律第２５号）における技術部門の中で、建設部門（選択科目「都市及び地方計画」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目「建設—都市及び地方計画」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下、「ＲＣＣＭ」という。）の登録部門の中で「都市計画及び地方計画」での登録を受けている者であること。

3 契約条項を示す場所

- 10 問い合わせ先(事務局)

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式１）
- イ 参加資格に係る申立書（様式３）
- ウ 同種業務実績調書（様式４）
- エ 委任状（様式５）
- オ 入札書（様式６）

※各書類の日付は公告日から提出期限までであること。

※委任状（様式５）は必要に応じて提出すること。

（２）提出期限

令和７年６月４日(水) 17時15分(必着)まで

（３）提出先(宛先)

- 10 問い合わせ先(事務局)

※市窓口への持ち込みは不可とする。

（４）郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の**二重封筒**とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、「オ 入札書（様式６）」を入れ、封筒表面には「入札書在中」と朱書きし、業務名及び商号（名称）を記入し**封印**する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちアイウ（必要に応じてエ）を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ **一般書留又は簡易書留**のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時

令和7年6月11日(水) 10時00分

(2) 場所

久留米市庁舎内 12階会議室

(3) 立会

入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 1者入札の取扱い

入札者が1者であった場合においても、入札は有効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(6) 落札者の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

(7) 入札辞退

入札参加確認申請書を提出後に入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届(様式7)にて届け出ること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間

公告日から令和7年5月27日(火) 12時00分まで

②受付場所

10 問い合わせ先(事務局)

③質問の提出方法

FAX又はEメールで提出し、電話にて着信を確認すること。

④質問に対する回答

令和7年5月28日(水)までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内(期間満了日が久留米市の休日を定める条例(平成元年久留米市条例第35条)第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで)に市が示す契約書により契約締結の手続きをすること。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10 問い合わせ先(事務局)

(1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市役所本庁舎12階
久留米市 都市建設部 都市計画課
担当：土淵・岩田
電話：0942-30-9083(直通)
メールアドレス：toshikei@city.kurume.lg.jp

(2) 関係資料等

- ①仕様書、各種様式の提供については、次のとおりとする。
 - ・久留米市ホームページよりダウンロード
 - 「市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札契約情報>その他一般競争入札」
- ②久留米市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定業務(令和6年度)成果品の閲覧方法は、次のとおりとする。
 - ・令和7年6月4日(水)17時15分まで、久留米市都市建設部都市計画課窓口にて縦覧する。